

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

法令名	漁船法	法令番号	昭和 2 5 年法律第 1 7 8 号				
手続名	漁船の登録の取消し	根拠条項	第 1 9 条				
処 分 基 準	<p>知事は、原簿に登録を受けた漁船が次の事項に該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1．許可を受けずに船舶の長さ、幅及び深さを変更し、改造したとき。</li> <li>2．許可を受けずに推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径を変更し、改造したとき。</li> <li>3．船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するため、許可を受けずに船舶の構造若しくは設備に変更を加え改造をしたとき。</li> <li>4．登録票の交付の日から 5 年を経過して漁船及び登録票の検認を受けないとき又は前回の検認の日から 5 年を経過して漁船及び登録票の検認をうけないとき。</li> <li>5．漁船及び登録票の検認が不合格になったとき。</li> <li>6．登録を受けた漁船が老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなったと認められるとき。</li> </ol>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次	2 9